

介護キャリア段位制度を活用できる 各施策について

介護事業所・施設で介護キャリア段位制度に基づく評価を実施した場合、以下の施策が活用できる。

①介護報酬のキャリアパス要件への該当

介護事業所・施設において、資質向上のための計画に沿って、OJTの一環として介護キャリア段位制度を導入し、全ての介護職員に周知した場合、介護報酬の介護職員処遇改善加算におけるキャリアパス要件を満たす。

②キャリアパスの導入に対する助成【職場定着支援助成金（個別企業助成コース）】

介護事業者が、介護キャリア段位制度を活用して、新たに評価・処遇制度（キャリアパス）を導入・実施した場合、10万円を支給する。また、制度の導入・実施により、従業員の離職率を低下させた場合には60万円を支給する。※低下させる離職率の目標値は、対象事業所の規模によって異なる。

③申請手数料の負担に対する助成【キャリア形成促進助成金】

介護職員の申出に基づき、介護事業者（中小企業事業主に限る）がキャリア段位レベル認定の申請手数料を負担する場合、負担額の2分の1を助成する。

④ジョブ・カードへの反映

介護キャリア段位制度に基づく評価基準により、ジョブ・カードの評価シートが作成できる。これによって、介護キャリア段位制度の実施を通じて、ジョブ・カードを活用した職業訓練が実施でき、また、介護職員も、ジョブ・カードを採用面接に活用できる。

⑤職業訓練の実施に対する助成【キャリアアップ助成金（人材育成コース）】

有期契約労働者等（*1）に対して、介護キャリア段位制度を活用した有期実習型訓練（*2）を実施する介護事業者に対して、一定の支給要件（*3）を満たせば、右表の助成が行われ、処遇の改善などキャリアアップを促進する。

- *1 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者（正社員待遇を受けていない無期雇用労働者を含む）
- *2 ジョブ・カードを活用した、Off-JTとOJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練
- *3 主な支給要件
 - ・ 管轄労働局長の確認を受けた訓練を実施する事業者であること
 - ・ 対象労働者が訓練を実施する事業所において、訓練の終了日または支給申請日に雇用保険被保険者であること 等

Off-JT（座学）		OJT （キャリア段位）
賃金助成	経費助成	
介護職員1人 1時間あたり 800円 〔500円〕	介護職員 1人あたり 最大30万円を上限 〔20万円〕	介護職員1人 1時間あたり 800円 〔700円〕

注：〔 〕内は、大規模な介護事業者の場合

注：経費助成の上限額はOff-JTの訓練時間数に応じる

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

→ これまで予備費や補正予算で実施してきた基金事業を大幅に充実・拡充
(参考)福祉・介護人材確保緊急支援事業の25年度執行実績33億円

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
- 介護未経験者に対する研修支援
- 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施

等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
 - ・ 喀痰吸引等研修
 - ・ **介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講**
 - ・ 介護支援専門員に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
- 認知症ケアに携わる人材育成のための研修

- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修

- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成

等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援

- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援

等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援